

地方公共団体等奨学金募集リスト

【平成29年7月1日～平成30年6月30日募集分】

番号	掲示 月日	奨学団体名	形態	奨学金月額	期間	出願資格等	他奨学金との併給	応募 方法
1	30/2/27	札幌市奨学生(補充)	給与	6,000	1年	札幌市民である(志願者の親又はこれに代わる者が本市内に住所を有する場合を含む)学部生	-	大学経由
2	30/3/2	沖縄県国際交流・人材育成財団	貸与	学部 45,000 修士 70,000 博士 80,000	最短修業年限	沖縄県内に住所を有する者の子弟	給付のみ可	個人申請
3	30/3/16	茨城県奨学生	貸与	40,000	最短修業年限	茨城県に居住する者の子弟である学部生	JASSOは不可	大学経由
4	30/3/19	福井県ものづくり人材育成修学資金	貸与	60,000	最短修業年限	H30年4月時点で理工系大学院に在学し(見込み含む)、修了後福井県内ものづくり企業に勤務することを希望する者 ※上記企業に7年間勤務し、研究開発業務に従事した場合、返済を全額免除	可	個人申請
5	30/3/22	山口県ひとづくり財団	貸与	43,000	最短修業年限	保護者が山口県内に住所を有する学部生	不可	大学経由
6	30/4/2	福島県奨学生	貸与	35,000	最短修業年限	福島県内の高校を卒業した者で県内に6ヶ月以上居住していた者	給与のみ可	大学経由
7	30/4/2	石川県奨学生	貸与	44,000	最短修業年限	石川県に3年以上居住している者の子弟、学部学生のみ	JASSOは不可	大学経由
8	30/4/2	石川県奨学生(緊急)	貸与	44,000	最短修業年限	保護者が石川県に3年以上居住している学部生で家計が急変した者	JASSOは不可	大学経由
9	30/4/19	松江市奨学生	給与	高井奨学金 自宅通学 17,000 自宅外通学 19,000	最短修業年限	父母またはこれに代わる人が松江市に居住する者	可	個人申請
10	30/4/19	松江市奨学生(ふるさと奨学金)	貸与	ふるさと奨学金 自宅通学 43,000 自宅外通学 47,000	最短修業年限	父母またはこれに代わる人が松江市に居住する者及び卒業後松江市に居住する意思のある者	可	個人申請
11	30/4/19	富山県奨学生	貸与	自宅 45,000 自宅外 51,000	最短修業年限	富山県に住所を有する者の子弟 (新入生は出身高等学校へ出願すること)	給付のみ可	大学経由
12	30/4/19	岐阜県選奨生	貸与	32,000 (日本学生支援機構と併用時は半額)	最短修業年限	岐阜県に居住する者の子弟である学部学生	可	大学経由

番号	揭示 月日	奨学団体名	形態	奨学金月額	期間	出願資格等	他奨学金との併給	応募 方法
13	30/4/26	清流の国ぎふ大学生等奨学金	貸与	30,000	最短修業年限	岐阜県内の高等学校等を卒業し、大学に在学する者であり、卒業後に岐阜県内で就業する意志のある者 ※返還債務免除条件あり	可	個人申請
14	30/4/26	茨城県奨学生(入学一時金)	貸与	240,000	—	茨城県に居住する者の子弟である学部1年次生 卒業後に茨城県内で就業する意志のある者	—	大学経由
15	30/5/7	北海道医師養成確保修学資金貸付	貸与 ※返還 免除あり	入学料:282,000円(初年度) 授業料:535,800円(年額) 生活費:120,000円(月額)	6年間	本学医学部新入生で、医師免許取得後、一定期間、北海道知事が指定する北海道内の公的医療機関等に勤務する意志のある者	—	個人申請
16	30/5/18	新潟県給付型奨学金	給付	自宅 20,000 自宅外 30,000	最短修業年限	新潟県に居住する者の子弟で、平成30年4月入学者であり、新潟県教育委員会の定める成績及び家計基準を満たすこと	JASSO 給付型との併用不可	個人申請
17	30/5/18	新潟県給付型奨学金(社会人経験者等)	給付	自宅 20,000 自宅外 30,000	最短修業年限	高校卒業後就職した者であり、新潟県に居住する者の子弟で、平成30年4月入学者であり、新潟県教育委員会の定める家計基準を満たすこと	—	個人申請
18	30/6/1	新潟市奨学生	貸与	年額 400,000	最短修業年限	保護者が新潟市内に住所を有する学部生、大学院生	可	個人申請
19	30/6/7	とちか財団学生起業家育成奨学金	給与	月額30,000円	平成30年10月から平成31年3月まで	十勝の産業復興の発展に寄与し、将来事業を起こすことを目標とし、事務局が指定する起業家支援プログラム及び給付者向けセミナーに参加できる者	—	個人申請
20	30/6/13	新潟県奨学生	貸与	41,000	最短修業年限	新潟県に居住する者の子弟である学部生	JASSO第一種以外可	大学経由